

改訂版 LOI 標準書式（試訳）

インデックス

（リンクから各標準書式の試訳へ遷移します）

- [書式\(A\):B/L 原本提示なしでの貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式](#)
- [書式\(AA\):B/L 原本提示なしでの貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式](#)
- [書式\(B\): B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式](#)
- [書式\(BB\): B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式](#)
- [書式\(C\): B/L 原本提示なしでの B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式](#)
- [書式\(CC\): B/L 原本提示なしでの B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式](#)

書式(A):B/L 原本提示なしでの貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式

重要

B/L 原本の提示を受けずに貨物を引き渡した場合、船主／運送人または補償状の受領者は、P&I カバーの対象から外れます。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]
[日付]
[船名] の 船主 および / または 管理会社
[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]
積地: [B/L 記載の積地]
揚地: [B/L 記載の揚地]
貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]
B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために [荷受人名または B/L 記名人名] 宛に、[荷送人名] によって本船に積み込まれたものであるが、当該 B/L は現在提示できる状態にない。弊社 [引渡し依頼者名] は、[引渡し相手名] が当該貨物の引き渡しを受ける権利を法的に有する者であることをここに表明し、保証した上で、B/L 原本との引換えなしに貨物を [引渡しが行われる地名] で [引渡し相手名] または貴社が [引渡し相手名] を代理しているまたは [引渡し相手名] のために行動していると信じる者に引き渡すよう貴社に要求する。

この要求を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って貨物を引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、
(a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排

除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

(c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、舢舨である場合には、そのターミナル、施設、他船、舢舨への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
5. 当該貨物の B/L 原本の全通を入手次第、直ちに貴社に引き渡すものとし、その時点で(当該 B/L が実際に貨物を引き渡した相手方によって適切に提示されたことを条件として)弊社のこの補償状のもとでの責任は終了する。
6. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
7. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名： _____

署名権者 *2

注釈

2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

書式(AA):B/L 原本提示なしでの貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式

重要

B/L 原本の提示を受けずに貨物を引き渡した場合、船主／運送人または補償状の受領者は、P&I カバーの対象から外れます。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]

[日付]

[船名] の 船主 および / または 管理会社

[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]

積地: [B/L 記載の積地]

揚地: [B/L 記載の揚地]

貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]

B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために [荷受人名または B/L 記名人名] 宛に、[荷送人名] によって本船に積み込まれたものであるが、当該 B/L は現在提示できる状態にない。弊社 [引渡し依頼者名] は、[引渡し相手名] が当該貨物の引き渡しを受ける権利を法的に有する者であることをここに表明し、保証した上で、B/L 原本との引換えなしに貨物を [引き渡しが行われる地名] で [引渡し相手名] または貴社が [引渡し相手名] を代理しているまたは [引渡し相手名] のために行動していると信じる者に引き渡すよう貴社に要求する。

この要求を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って貨物を引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、

(a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排

除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

(c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、舢舨である場合には、そのターミナル、施設、他船、舢舨への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
5. 当該貨物の B/L 原本の全通を入手次第、直ちに貴社に引き渡すものとし、その時点で(当該 B/L が実際に貨物を引き渡した相手方によって適切に提示されたことを条件として)弊社のこの補償状のもとでの責任は終了する。
6. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
7. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名：

署名権者 *2

注釈

2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

弊社[銀行名]は、この補償状の保証人として加わることに同意する。ただし銀行の責任は次のとおりとする。

1. この補償状に関して要求される特定金額の支払いに限定するものとし、別途の担保金その他の保証の提供は行なわない。
2. 貴社からの要求金額がこの補償状の条件により貴社に対して支払われるべきものであり、なおかつ貨物引渡し依頼者によってまだ支払われていないことを証明する、もしくは貨物引渡し依頼者がこの補償状のもとの貴社に対する義務を履行しないことに関して生じた貴社が受取るべき補償金に対応する金額であることを証明する署名入り書面による要求があり次第、その金額を貴社に支払う。銀行は以下に同意する：

(a) その補償には、以下(i)(ii)のための第 3 条の金額を上限とするとする支払いが含まれるが、これに限定されるものではない。

(i) 本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産の差押えもしくは拘留、または本船もしくは他の船舶・財産の使用、運航の阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)を防ぐために必要とされる担保金またはその他の担保の提供の手配のため、

(ii) 本船もしくはその他の船舶・財産を解放するため、または阻害要因を取り除くため

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社または引渡し依頼者に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

3. 総額[金額]を限度とする。
4. 第 5 条を条件として[終了日(補償状発行日より 6 年後)]に終了するが、その日までに銀行が下記記載住所で受領した支払要求に関するものを除く。
5. 貴社の要求により 2 年間の期間延長を可能とする。ただし、

(a) 銀行は、貴社より補償期間の 2 年間延長を要求する署名入り通知書を受領する。

(b) その通知書は現在有効な期限日までに下記記載住所で受領する。

延長期間は現在有効な期限日から 2 年間とし、何らかの理由で延長を望まない場合銀行は、補償状のもとで支払える最高限度額(または貴社が要求するそれ以下の金額)を支払うことで責任を終了させることができる。

貴社がこの補償状に記載されたとおりに貨物を引き渡した結果として貴社に対する訴訟が提起され、それを知らせる署名入り通知書を補償状の有効期限日以内に銀行が貴社より受領した場合には、全ての訴訟手続が終了し、貴社が貨物引渡し要求者またはその銀行から支払を受け、この補償状のもとで生ずる責任が全て最終的に解決したことを知らせる貴社の署名入り通知書を受領するまでは、銀行のこの補償状のもとの責任期間は終了しないことに同意する。

6. 銀行の責任はこの補償状に適用される法律に従うものとし、銀行はこの補償状で合意された裁判管轄に合意する。

銀行は全ての船荷証券を入手した場合には、貴社に引き渡すことに同意する。

銀行は、要求または通知書の宛先になっている下に記載された事務所の明細に変更があった場合には、速やかに貴社に通知することに同意する。また上に記載された貴社の住所に変更があった場合には、貴社は速やかに銀行に通知することに同意する。

銀行への全ての交信および支払要求および通知書には、銀行の参照番号[番号]を記載されたい。

Yours faithfully

For and on behalf of

[銀行名]

[全ての要求および通知書の宛先となる事務所の全明細]

署名

書式(B): B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式

重要

B/L 記載地以外の港で貨物を引き渡した場合、船主／運送人または補償状の受領者は、P&I カバーの対象から外れます。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]

[日付]

[船名] の 船主 および / または 管理会社

[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]

積地: [B/L 記載の積地]

揚地: [B/L 記載の揚地]

貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]

B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために [荷受人名または B/L 記名人名] 宛に、[荷送人名] によって本船に積み込まれたものではあるが、弊社[変更引渡し依頼者名] は、貴社が本船に対して [変更引渡し地名] へ向かい、同地にて少なくとも一通の B/L 原本と引換えに貨物を引き渡すよう指示することを要求する。

この要求を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って貨物を引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、

(a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保

証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

(c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、舢舨である場合には、そのターミナル、施設、他船、舢舨への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
5. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
6. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名：_____

署名権者 *2

注釈

2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

書式(BB): B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式

重要

B/L 記載地以外の港で貨物を引き渡した場合、船主／運送人または補償状の受領者は、P&I カバーの対象から外れます。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]

[日付]

[船名] の 船主 および / または 管理会社

[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]

積地: [B/L 記載の積地]

揚地: [B/L 記載の揚地]

貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]

B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために [荷受人名または B/L 記名人名] 宛に、[荷送人名] によって本船に積み込まれたものではあるが、弊社[変更引渡し依頼者名] は、貴社が本船に対して [変更引渡し地名] へ向かい、同地にて少なくとも一通の B/L 原本と引換えに貨物を引き渡すよう指示することを要求する。

この要求を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って貨物を引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに関し、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、

(a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保

証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

(c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、舢舨である場合には、そのターミナル、施設、他船、舢舨への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
5. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
6. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名：_____

署名権者 *2

注釈

2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

弊社[銀行名]は、この補償状の保証人として加わることに同意する。ただし銀行の責任は次のとおりとする。

1. この補償状に関して要求される特定金額の支払いに限定するものとし、別途の担保金その他の保証の提供は行なわない。
2. 貴社からの要求金額がこの補償状の条件により貴社に対して支払われるべきものであり、なおかつ貨物引渡し依頼者によってまだ支払われていないことを証明する、もしくは貨物

引渡し依頼者がこの補償状のもとでの貴社に対する義務を履行しないことに関して生じた貴社が受取るべき補償金に対応する金額であることを証明する署名入り書面による要求があり次第、その金額を貴社に支払う。銀行は以下に同意する：

(a) その補償には、以下(i)(ii)のための第3条の金額を上限とするとする支払いが含まれるが、これに限定されるものではない。

(i) 本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産の差押えもしくは拘留、または本船もしくは他の船舶・財産の使用、運航の阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)を防ぐために必要とされる担保金またはその他の担保の提供の手配のため、

(ii) 本船もしくはその他の船舶・財産を解放するため、または阻害要因を取り除くため

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社または引渡し依頼者に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

3. 総額[金額]を限度とする。

4. 第5条を条件として[終了日(補償状発行日より6年後)]に終了するが、その日までに銀行が下記記載住所で受領した支払要求に関するものを除く。

5. 貴社の要求により2年間の期間延長を可能とする。ただし、

(a) 銀行は、貴社より補償期間の2年間延長を要求する署名入り通知書を受領する。

(b) その通知書は現在有効な期限日までに下記記載住所で受領する。

延長期間は現在有効な期限日から2年間とし、何らかの理由で延長を望まない場合銀行は、補償状のもとで支払える最高限度額(または貴社が要求するそれ以下の金額)を支払うことで責任を終了させることができる。

貴社がこの補償状に記載されたとおりに貨物を引き渡した結果として貴社に対する訴訟が提起され、それを知らせる署名入り通知書を補償状の有効期限日以内に銀行が貴社より受領した場合には、全ての訴訟手続が終了し、貴社が貨物引渡し要求者またはその銀行から支払を受け、この補償状のもとで生ずる責任が全て最終的に解決したことを知らせる貴社の署名入り通知書を受領するまでは、銀行のこの補償状のもとでの責任期間は終了しないことに同意する。

6. 銀行の責任はこの補償状に適用される法律に従うものとし、銀行はこの補償状で合意された裁判管轄に合意する。

銀行は全ての船荷証券を入手した場合には、貴社に引き渡すことに同意する。

銀行は、要求または通知書の宛先になっている下に記載された事務所の明細に変更があった場合には、速やかに貴社に通知することに同意する。また上に記載された貴社の住所に変更があった場合には、貴社は速やかに銀行に通知することに同意する。

銀行への全ての交信および支払要求および通知書には、銀行の参照番号[番号]を記載されたい。

Yours faithfully

For and on behalf of

[銀行名]

[全ての要求および通知書の宛先となる事務所の全明細]

署名

書式(C): B/L 原本提示なしでの B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき補償状の標準書式

重要

B/L 記載地以外の港での貨物の引き渡しや B/L 原本の提示なしでの貨物の引き渡しは、いずれも船主/運送人または補償状の受領者を P&I カバーの対象から外す行為です。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]
[日付]
[船名] の 船主 および / または 管理会社
[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]
積地: [B/L 記載の積地]
揚地: [B/L 記載の揚地]
貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]
B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために[荷受人名または B/L 記名人名]宛に、[荷送人名]によって本船に積み込まれたものではあるが、弊社[変更引渡し依頼者名]は、貴社が本船に対して[変更引渡し地名]向かい、同地にて貨物を[引渡し相手名]に引き渡すよう指示することを要求する。

また、現在 B/L を提示できる状態にないことから、弊社 [引渡し依頼者名] は、[引渡し相手名] が当該貨物の引き渡しを受ける権利を法的に有する者であることをここに表明し、保証した上で、B/L 原本との引換えなしに貨物を [引き渡しが行われる地名] で [引渡し相手名] または貴社が [引渡し相手名] を代理しているまたは [引渡し相手名] のために行動していると信じる者に引き渡すよう貴社に要求する。

弊社の要求のいずれかまたは両方を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他

の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、

- (a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。
- (b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。
- (c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

- 4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、舢舨である場合には、そのターミナル、施設、他船、舢舨への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
- 5. 当該貨物の B/L 原本の全通を入手次第直ちに貴社に引き渡す。
- 6. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
- 7. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

- 1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名：_____

署名権者 *2

注釈

- 2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

書式(CC): B/L 原本提示なしでの B/L 記載地以外での貨物引渡しの際に取得すべき銀行保証付き補償状の標準書式

重要

B/L 記載地以外の港での貨物の引き渡しや B/L 原本の提示なしでの貨物の引き渡しは、いずれも船主／運送人または補償状の受領者を P&I カバーの対象から外す行為です。下の書式による補償状を取得しても、P&I カバーが復活する訳ではなく、大きな金銭的負担を負うリスクがあります。したがって、補償状を提供する者の財務状況を確認すべきです。

宛名: [船主名 および / または 管理会社名]

[日付]

[船名] の 船主 および / または 管理会社

[住所]

Dear Sirs,

船名: [船名]

積地: [B/L 記載の積地]

揚地: [B/L 記載の揚地]

貨物: [貨物明細(B/L 記載の重量、体積、測定値、数量、リマークを含む)]

B/L: [No.、日付および発行地]

上記貨物は、揚地で引き渡されるために[荷受人名または B/L 記名人名]宛に、[荷送人名]によって本船に積み込まれたものではあるが、弊社[変更引渡し依頼者名]は、貴社が本船に対して[変更引渡し地名]向かい、同地にて貨物を[引渡し相手名]に引き渡すよう指示することを要求する。

また、現在 B/L を提示できる状態にないことから、弊社 [引渡し依頼者名] は、[引渡し相手名] が当該貨物の引き渡しを受ける権利を法的に有する者であることをここに表明し、保証した上で、B/L 原本との引換えなしに貨物を [引き渡しが行われる地名] で [引渡し相手名] または貴社が [引渡し相手名] を代理しているまたは [引渡し相手名] のために行動していると信じる者に引き渡すよう貴社に要求する。

弊社の要求のいずれかまたは両方を貴社が受け入れるにあたり、弊社は次のとおり合意する。

1. 弊社の要求に従って引き渡すことにより、貴社、貴社の使用人および代理人が被る責任、損失、損害および費用について、その性質の如何にかかわらず一切を補償するものとし、貴社らに迷惑をかけない。
2. 上記どおりに貨物を引き渡したことに關し、貴社、貴社の使用人または代理人に対して訴訟が提起された場合には、その抗弁のために必要な十分な資金を、要求あり次第貴社らに提供する。
3. 上記どおりに貨物を引き渡したことに關し、本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配す

る船舶・財産が差押・拘留された場合、またはその恐れがある場合、または本船・その他の船舶・財産の使用、運航が阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)された場合には、

(a) 本船・その他の船舶・財産の差押・拘留を回避、解放するため、もしくは運航阻害を排除するために必要な担保金その他の保証を要求あり次第提供する。

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

(c) それらが正当なものか否かにかかわらず、その差押・拘留・運航阻害、もしくはそれらの恐れの結果として生ずるあらゆる責任、損失、損害または費用について、貴社に補償する。

4. 貴社に要求する貨物引渡しの場所が、液体撒積貨物用、乾撒積貨物用もしくはガス貨物用のターミナルもしくはその他の施設、または他船、艇である場合には、そのターミナル、施設、他船、艇への荷揚げや引渡しは、弊社が貴社に要求する引渡し相手への貨物引渡しと見なす。
5. 当該貨物の B/L 原本の全通を入手次第直ちに貴社に引き渡す。
6. この補償状において各人および全ての者は個々にかつ連帯して責任を負うものとし、この補償状の当事者か補償状のもとで責任を負う者かにかかわらず、いずれかの者に対して貴社がまず訴訟を提起することを条件とはしない。
7. この補償状は英国法に準拠し、英国法に従って解釈され、またこの補償状のもとで責任を負う者は、“英国の高等法院の裁判権”に同意する。*1

注釈

1. 本書式は準拠法と裁判管轄を英国とし、その文言は英国法に基づいて起草されています。英国法および英国裁判所を選択することには多くの利点があります。異なる法制度や裁判制度を選択した場合、これらの利点が失われたり、LOI における義務の強制がより困難になったり、用船チェーンの中で締結された他の LOI の執行と矛盾したりする可能性があります。

Yours faithfully for and on behalf of [貨物引渡し依頼者名]

The Requestor

依頼者名：

署名：_____

署名権者 *2

注釈

2. (a) LOI に署名する人物を明確に特定し、(b) LOI に署名する権限があることを証明するための合理的な措置(公印の使用、役割/役職の明示など)を相手方にとらせるよう注意すべきです。

弊社[銀行名]は、この補償状の保証人として加わることに同意する。ただし銀行の責任は次のとおりとする。

1. この補償状に関して要求される特定金額の支払いに限定するものとし、別途の担保金その他の保証の提供は行なわない。
2. 貴社からの要求金額がこの補償状の条件により貴社に対して支払われるべきものであり、なおかつ貨物引渡し依頼者によってまだ支払われていないことを証明する、もしくは貨物引渡し依頼者がこの補償状のもとの貴社に対する義務を履行しないことに関して生じた貴社が受取るべき補償金に対応する金額であることを証明する署名入り書面による要求があり次第、その金額を貴社に支払う。銀行は以下に同意する：

(a) その補償には、以下(i)(ii)のための第 3 条の金額を上限とするとする支払いが含まれるが、これに限定されるものではない。

(i) 本船、もしくは所有、管理もしくは支配会社が同一もしくは関連するその他の船舶・財産、もしくは貴社が所有、管理もしくは支配する船舶・財産の差押えもしくは拘留、または本船もしくは他の船舶・財産の使用、運航の阻害(本船またはその他の船舶の船舶原簿への予告記載など)を防ぐために必要とされる担保金またはその他の担保の提供の手配のため、

(ii) 本船もしくはその他の船舶・財産を解放するため、または阻害要因を取り除くため

(b) 貴社が既に保証を提供している場合は、弊社または引渡し依頼者に対する事前の要求の有無、および当該保証が本船またはその他の船舶の価値を超えるか否かにかかわらず、要求に応じて同等の代替保証または裏保証を提供する。

3. 総額[金額]を限度とする。
4. 第 5 条を条件として[終了日(補償状発行日より 6 年後)]に終了するが、その日までに銀行が下記記載住所で受領した支払要求に関するものを除く。
5. 貴社の要求により 2 年間の期間延長を可能とする。ただし、
 - (a) 銀行は、貴社より補償期間の 2 年間延長を要求する署名入り通知書を受領する。
 - (b) その通知書は現在有効な期限日までに下記記載住所で受領する。

延長期間は現在有効な期限日から 2 年間とし、何らかの理由で延長を望まない場合銀行は、補償状のもとで支払える最高限度額(または貴社が要求するそれ以下の金額)を支払うことで責任を終了させることができる。

貴社がこの補償状に記載されたとおりに貨物を引き渡した結果として貴社に対する訴訟が提起され、それを知らせる署名入り通知書を補償状の有効期限日以内に銀行が貴社より受領した場合には、全ての訴訟手続が終了し、貴社が貨物引渡し要求者またはその銀行から支払を受け、この補償状のもとで生ずる責任が全て最終的に解決したことを知らせる貴社の署名入り通知書を受領するまでは、銀行のこの補償状のもとの責任期間は終了しないことに同意する。

6. 銀行の責任はこの補償状に適用される法律に従うものとし、銀行はこの補償状で合意され

た裁判管轄に合意する。

銀行は全ての船荷証券を入手した場合には、貴社に引き渡すことに同意する。

銀行は、要求または通知書の宛先になっている下に記載された事務所の明細に変更があった場合には、速やかに貴社に通知することに同意する。また上に記載された貴社の住所に変更があった場合には、貴社は速やかに銀行に通知することに同意する。

銀行への全ての交信および支払要求および通知書には、銀行の参照番号[番号]を記載されたい。

Yours faithfully

For and on behalf of

[銀行名]

[全ての要求および通知書の宛先となる事務所の全明細]

署名